

【添加物】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	酢酸カルシウム
評価品目の分類	添加物
用途	pH調整剤、製造用剤、栄養強化剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年4月19日付け厚生労働省発食安0419第5号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定
評価結果の概要	酢酸カルシウムが添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、一日摂取許容量を特定する必要はない。 (平成25年4月15日府食第305号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年3月13日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成25年5月31日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成25年7月9日～7月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会結果について、消費者庁と協議 平成25年10月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会及び薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において報告 平成25年11月15日 薬事・食品衛生審議会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年12月4日付け食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件についてを公布。同日から適用。 (施策の概要) ・食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 ・食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、成分規格を設定。 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	食品関連事業者等に対して通知を発出し、周知徹底を要請した。
その他特記事項	

【添加物】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	酸化カルシウム
評価品目の分類	添加物
用途	pH調整剤、製造用剤、イーストフード、栄養強化剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年4月19日付け厚生労働省発食安0419第6号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定
評価結果の概要	酸化カルシウムが添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、一日摂取許容量を特定する必要はない。 (平成25年4月15日府食第305号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年3月13日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成25年5月31日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成25年7月9日～7月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会結果について、消費者庁と協議 平成25年9月20日 薬事・食品衛生審議会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年10月22日付け食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件についてを公布。同日から適用。 （施策の概要） ・食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 ・食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、成分規格を設定。 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	食品関連事業者等に対して通知を発出し、周知徹底を要請した。
その他特記事項	

【添加物】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イソプロパノール（第3版）
評価品目の分類	添加物
用途	香料及び抽出溶媒
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成25年5月16日付け厚生労働省発食安0516第5号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物の使用基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	使用基準の改正
評価結果の概要	イソプロパノールが添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、一日摂取許容量を特定する必要はない。 （平成25年5月27日府食第410号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年5月31日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成25年10月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成25年8月30日～9月24日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会結果について、消費者庁と協議 平成25年11月15日 薬事・食品衛生審議会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年12月4日付け食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件についてを公布。同日から適用。 （施策の概要） ・食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、成分規格及び使用基準を改正。 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	食品関連事業者等に対して通知を発出し、周知徹底を要請した。
その他特記事項	・イソプロパノールの使用基準の改正については、平成23年4月19日付け厚生労働省発食安0419第9号により食品健康影響評価を依頼したところ、平成24年3月29日付け府食第311号により、評価結果が通知されている。 ・その後、厚生労働省において規格基準の改正に向けて手続を進める中で、使用・残存量の実態を調査したところ、食品安全委員会に食品健康影響評価を行った際に提示した使用基準（残留量）を一部の食品で超えるものがあることが判明したため、改めて食品健康影響評価を依頼したもの。

【添加物】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ひまわりレンチン
評価品目の分類	添加物
用途	乳化剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年3月30日付け厚生労働省発食安0330第3号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定
評価結果の概要	ひまわりレンチンが添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、一日摂取許容量を特定する必要はない。 (平成25年7月30日府食第629号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年10月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成26年1月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成26年2月14日～3月20日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会結果について、消費者庁と協議 平成26年3月20日 薬事・食品衛生審議会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成26年4月10日付け食品衛生法施行規則の一部を改正する省令についてを公布。同日から適用。 （施策の概要） ・食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	食品関連事業者等に対して通知を発出し、周知徹底を要請した。
その他特記事項	

【添加物】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アドバンテーム
評価品目の分類	添加物
用途	甘味料
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年3月30日付け厚生労働省発食安0330第2号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定
評価結果の概要	アドバンテームの一日摂取許容量（ADI）を5.0mg/kg 体重/日と設定する。 （平成25年7月30日府食第628号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年10月30日及び11月27日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成26年1月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成26年3月13日～4月15日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会結果について、消費者庁と協議 平成26年5月22日 薬事・食品衛生審議会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成26年6月18日付け食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件についてを公布。同日から適用。 （施策の概要） ・食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 ・食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、成分規格を設定。 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	食品関連事業者等に対して通知を発出し、周知徹底を要請した。
その他特記事項	

【添加物】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ポリビニルピロリドン
評価品目の分類	添加物
用途	カプセル、錠剤食品の製造用剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成17年6月20日付け厚生労働省発食安第062005号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定
評価結果の概要	<p>ポリビニルピロリドンが添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、一日摂取許容量を特定する必要はない。</p> <p><評価書「食品健康影響評価」抄></p> <p>ただし、まれではあるが、ポビドンヨード等の局所投与等によりPVP に対する感作が成立することがあり、その感作を受けたヒトにおいては、アナフィラキシー症状の発生の危険性を否定できず、また、現在の知見ではその閾値を特定することが困難である。添加物「ポリビニルピロリドン」の食品への使用にあたっては、リスク管理機関において適切な管理措置を行い、アレルギー発生の予防に努める必要がある。また、ヒドラジンについて、リスク管理機関としては、引き続き、技術的に可能なレベルで低減化を図るよう留意すべきである。</p> <p>(平成25年7月30日府食第630号)</p>
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	<p>平成25年6月21日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議</p> <p>平成25年10月30日及び平成26年1月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議</p> <p>平成25年10月30日及び平成26年1月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において報告</p> <p>平成26年3月13日～4月15日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会結果について、消費者庁と協議</p> <p>平成26年5月22日 薬事・食品衛生審議会から答申</p>
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	<p>平成26年6月18日付け食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件についてを公布。同日から適用。</p> <p>(施策の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> 食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、成分規格及び使用基準を設定。 <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	食品関連事業者等に対して通知を発出し、周知徹底を要請した。
その他特記事項	

【添加物】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	グルタミンバリングリシン
評価品目の分類	添加物
用途	調味料
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年12月11日付け厚生労働省発食安1211第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定
評価結果の概要	グルタミンバリングリシンが添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、一日摂取許容量を特定する必要はない。 (平成25年8月5日府食第648号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年11月27日及び平成26年1月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成26年6月4日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成26年5月2日～5月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会結果について、消費者庁と協議 平成26年7月22日 薬事・食品衛生審議会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成26年8月8日付け食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件についてを公布。同日から適用。 （施策の概要） ・食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 ・食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、成分規格を設定。 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	食品関連事業者等に対して通知を発出し、周知徹底を要請した。
その他特記事項	

【添加物】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	β-apo-8'-カロテナール
評価品目の分類	添加物
用途	着色料
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年4月19日付け厚生労働省発食安0419第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定
評価結果の概要	β-apo-8'-カロテナールの一日摂取許容量（ADI）を0.05mg/kg 体重/日と設定する。 （平成25年11月25日府食第949号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年11月27日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成26年1月29日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成26年3月13日～4月15日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会結果について、消費者庁と協議 平成26年5月22日 薬事・食品衛生審議会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成26年6月18日付け食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件についてを公布。同日から適用。 （施策の概要） ・食品衛生法第10条に基づき、食品衛生法施行規則を改正し、添加物として指定。 ・食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、成分規格、使用基準及び保存基準を設定。 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	食品関連事業者等に対して通知を発出し、周知徹底を要請した。
その他特記事項	

【添加物】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	A					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	ビオチン
評価品目の分類	添加物
用途	栄養強化剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成25年7月31日付け厚生労働省発食安0731第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物の使用基準を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	使用基準の改正
評価結果の概要	ビオチンが添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、一日摂取許容量を特定する必要はない。 (平成26年1月20日府食第59号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成26年1月29日及び4月23日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成26年6月4日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成26年5月19日～5月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会結果について、消費者庁と協議 平成26年6月4日 薬事・食品衛生審議会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成26年6月17日付け食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件についてを公布。同日から適用。 (施策の概要) ・食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、使用基準を改正。 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	食品関連事業者等に対して通知を発出し、周知徹底を要請した。
その他特記事項	

【添加物】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末	平成31年9月末
平成25年度	E					

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	<i>Aspergillus niger</i> ASP-72株を用いて生産されたアスパラギナーゼ
評価品目の分類	添加物
用途	加工助剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成24年9月26日付け厚生労働省発食安0926第2号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定
評価結果の概要	<i>Aspergillus niger</i> ASP-72株を用いて生産されたアスパラギナーゼが添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、一日摂取許容量を特定する必要はない。 (平成26年1月27日府食第97号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成26年3月26日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成26年6月4日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成26年9月5日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において報告
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【添加物】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	F	F				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	アンモニウムイソバレレート
評価品目の分類	添加物
用途	香料
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年2月28日付け厚生労働省発食安0228第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物として新たに定め、規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	添加物の指定（香料）
評価結果の概要	アンモニウムイソバレレートは、食品の着香目的で使用する場合、安全性に懸念が無いと考えられる。 （平成25年2月18日府食第126号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成26年9月30日現在、当該物質の必要な資料（成分規格等）を収集中。資料入手次第、速やかに薬事・食品衛生審議会にて新規指定等に係る審議を行う予定。
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	評価結果通知後、評価依頼した物と実際の流通品で成分組成が異なることが判明したため。
施策の概要等	<p>（施策の概要）</p> <p>【リスク評価結果との関係】</p>
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【添加物】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末	平成29年9月末	平成30年9月末
平成24年度下期	E	E				

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
 D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	亜塩素酸ナトリウム
評価品目の分類	添加物
用途	漂白剤及び殺菌料
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成25年3月8日付け厚生労働省発食安0308第1号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	添加物の成分規格を改正するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	成分規格の改正
評価結果の概要	改正後の使用基準においても当該添加物は最終食品の完成前に分解又は除去しなければならないとされており、同添加物の分解により新たな物質が生成されることがないことを前提とする限りにおいて、同添加物を改正後の使用基準に則り使用したとしても人の健康に悪影響を及ぼすおそれはなく、食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかである時に該当すると認められる。 (平成25年3月18日府食第212号)
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年4月3日、11月27日及び平成26年4月23日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	パブリックコメントで寄せられた意見を整理している段階で、亜塩素酸水の有効性データの引用が適切ではないと判明したため。
施策の概要等	(施策の概要) 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	
その他特記事項	

【添加物】

評価結果	リスク管理措置の実施状況調査実施時点と対応状況（記号については欄外参照）					
通知時期	平成24年10月末	平成25年3月末	平成25年9月末	平成26年9月末	平成27年9月末	平成28年9月末
平成23年度下期	F	F	C	A		

A: リスク管理措置を講じたもの A': 一部措置済み B: 審議会等から答申 C: 消費者庁との協議終了
D: 消費者庁と協議中 E: 審議会等において審議中 F: 審議会等の準備中 G: その他

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	イソプロパノール（第2版）
評価品目の分類	添加物
用途	香料及び溶剤
評価要請機関	厚生労働省
評価結果通知先	厚生労働省
評価要請日等	平成23年4月19日付け厚生労働省発食安0419第9号
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号
評価目的	規格基準を設定するに当たっての食品健康影響評価
評価目的の具体的内容	規格基準の改正（溶剤）
評価結果の概要	イソプロパノールが添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、一日摂取許容量を特定する必要はない。 （平成24年3月29日府食第311号）
関係行政機関における施策の実施状況	
施策の検討経過	平成25年5月31日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会において審議 平成25年10月30日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成25年8月30日～9月24日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会結果について、消費者庁と協議 平成25年11月15日 薬事・食品衛生審議会から答申
リスク管理措置の実施に時間を要している理由	
施策の概要等	平成25年12月4日付け「食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について」を公布。同日から適用。 （施策の概要） ・食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、成分規格及び使用基準を改正。 【リスク評価結果との関係】
施策の実効性確保措置	食品関連事業者等に対して通知を發出し、周知徹底を要請した。
その他特記事項	平成25年5月16日 厚生労働省より再評価依頼（使用基準の変更）（平成25年5月16日付け厚生労働省発食安0516第5号） 平成25年5月27日 食品安全委員会より再評価結果通知（平成25年5月27日府食第410号）